

対象案件	第 10 次北広島市交通安全計画(案)について
意見募集期間	平成 29 年 1 月 4 日(水)から平成 29 年 2 月 2 日(木)まで
担当部署(問合せ先)	市民環境部 市民課 電話 011-372-3311 内 824
意見提出件数	意見提出者数 1 人
	意見提出件数 1 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>大曲東小学校校区の大曲東学童クラブ前に位置する T 字路交差点で、幹線道路から進入して曲がる際に、付近の家の塀などで前方が見え難く通学路であり、子どもの横断も多いことから、ミラーの設置を町内会に希望しました。しかし、数メートルの違いで隣の町内の管轄だからと、要望は市に上げられませんでした。別の機会に、学童クラブから、子どもの安全に関わる要望を伝える機会があり、同じように伝えたのですが、児童家庭課ではなく、土木課の管轄だからと、結局検討されていません。</p> <p>予算の関係上、必要かどうかの検証や、優先順位があるのは当然と思いますが意見や要望が伝わって行かず、結果、市民に不利益が生じることになるのではと懸念しています。市民の要望が庁内で共有され、それぞれの担当部署で検討される仕組みができることを希望します。</p>	<p>交通安全計画において、「生活道路等における交通安全の推進」について、潜在的な危険箇所の解消に努め、交通事故が多発している区域では、関係機関、地域住民等と連携を図り、効果的・効率的な対策を実施することとしており、「通学路等における交通安全の確保」については、教育委員会、学校、道路管理者、警察等の関係機関と連携し、合同点検を実施するとともに、道路交通の実態に応じ、必要な対策を講ずることとしております。(計画案 P16)</p> <p>交通安全計画の中に特に表記はしていませんが、行政内部においても連携を密にし、交通安全対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>なお、前段のカーブミラーの設置要望につきましては、別途「市民の声」として対応を検討いたしたいと思っておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。</p> <p>* 今後の予定 3 月に計画を決定し、北海道に報告します。</p>